常任委員会の動き

市民病院再整備事業
新東館は平成27年度から業務開始

厚生環境

厚生環境常任委員会は、六月十二日に開催され、請願一件を審査した。

その結果、請願は不採択とすべきものと決定した。

また、①福祉拠点整備の見直し②平成二十三年度藤沢市民病院医療事故等の報告③市民病院再整備事業の概要等――以上三件について報告を受けた。

○市民病院再整備事業の概要等について

〈市の説明〉

市民病院の再整備事業については、平成二十二年度に藤沢市民病院再整備・経営検討委員会による答申を踏まえ、設計施工一括発注方式による公募型プロポーザルで事業者の選定を行うこと等を決定し、二十三年度に基本構想及び基本計画を策定した後、事業者の募集を行った。

審査委員会による審査結果を受けて、最優秀提案者を優先交渉権者として、提案された事業内容等について協議を行い、本年五月に正式に契約を締結した。

契約した再整備事業の概要は、新東館、別館、救急ワークステーションなど、延べ面積三万八百五十平方メートルで、新東館は鉄筋コンクリートづくり、免震構造の地上八階建てとなる。契約金額は、税込み八十三億七千九百万円で、二十九年五月竣工予定である。

基本構想に掲げた「再整備の基本となる考え方」に対応する整備内容については、今後設計に反映し、具体化していく予定である。

より良い医療を提供するための再整備を進める＝市民病院完成想定図

その主な内容は、①より質の高い医療の提供として、一フロアに集約された画像センターや、既存手術室と同一階に配置して連携に配慮した第二手術室、効率的な運営が可能な一フロア二看護単位の病棟等を整備する②患者満足度の高い医療の提供として、豊かな眺望を生かし十分な広さを確保した病室や、眺望の良い病棟食堂と屋上庭園、ユニバーサルデザインに配慮した前面駐車場等を整備する③地域に開かれた病院を目指すため、近隣の住民も立ち寄れる緑あふれるポケットパークや、利用しやすい相談コーナー、市民講習室として利用可能な会議室等を整備する④災害に強い病院を目指すため、高性能免震装置を設置し、浸水対策のため地下階のない新東館、災害時用のヘリコプター離着陸場を整備する⑤環境に優しい病院を目指すため、高効率機器の採用や再生可能エネルギーの利用により二酸化炭素を削減する――以上の五つである。

周辺住民への配慮については、「工事状況近隣報告会」を月一回以上開催するとともに、いつでも受付可能な専用電話を現場事務所に設置し、意見・質問等を受け付ける。また、騒音等の影響も極力抑える対策を検討する。

地元企業の活用については、請負金額の三〇％以上を地元企業に発注し、作業所運営に必要な物品、サービスはすべて市内企業から調達することとし、地元経済の活性化に配慮する。

今年度は設計業務を進めながら旧看護師寮の解体、別館・救急ワークステーション等の建設を行う。二十五年度には現東館北側の建物を解体して新東館の建設に着手し、二十七年度には西館の一部改修等を終え、新東館での業務を開始する。二十八年度には新東館の残りの部分と外構工事を行い、二十九年度には全工事を終了させ、すべての施設の供用を開始する予定である。

善行土地取得問題
100条委員会調査報告書に係る市の対応を報告

総務

総務常任委員会は、六月十四日に開催され、議案二件、陳情二件を審査した。その結果、議案はすべて可決すべきもの、陳情は一件が趣旨不承認、一件が趣旨了承と決定した。また、①（仮称）藤沢市における法令遵守の推進に関する条例の検討状況②「善行地区における地域コミュニティ活動事業用地取得に関する調査報告特別委員会」の調査報告書に係る市の対応③出資団体の資金管理運用状況④県有資産の有効活用の取組⑤平成二十三年度指定管理者制度における第三者評価の実施状況――以上五件について報告を受けた。

○「善行地区における地域コミュニティ活動事業用地取得に関する調査報告特別委員会」の調査報告書に係る市の対応について

〈市の説明〉

「善行地区における地域コミュニティ活動事業用地取得に関する調査特別委員会（100条委員会）」の調査報告書（以下、「調査報告書」という。）への市の基本姿勢については、その結論を真摯に受けとめ、早い時期での適切な対応を考えている。

1本件土地の買戻しについて

調査報告書の結論を尊重し、現時点では、本市による藤沢市土地開発公社（以下、「土地公社」という。）からの本件土地の買戻しについては行うべきでないと考えている。また、本件土地の買い取りの差しとめを求める訴訟が提起されており、裁判所の法的な判断を確認したいと考えている。

2責任追及について

前市長等の不当な土地取得に対する責任追及については、顧問弁護士への相談と調整を行い、刑事上の具体的な責任追及の可能性と手法等を整理している。また、不動産鑑定士が行った不当な鑑定評価に対する責任追及については、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会に対する懲戒請求、国土交通大臣または神奈川県に対する措置要求の要件や事務手続等を関係機関に確認しており、刑事上の責任追及についても慎重に検討している。

さらに、前市長をはじめ本件に関与した者に対する損害賠償請求については、本市及び土地公社に具体的な損害が生じた段階で改めて顧問弁護士への相談と調整を行い、適切に対応したいと考えている。

3再発防止策について

土地公社のあり方については、用地取得が必要となった場合、市の直接購入に比べ、土地公社の先行取得の方が迅速な対応が可能であり、財政上の効果もあることから、当面は存続させたいと考えているが、今後、存続に関して根本的な検討を進めていく。

なお、土地公社が先行取得をする場合、不動産評価委員会において鑑定を行った不動産鑑定士の意見等の聴取を行うことや大規模用地及び無道路地等特殊な土地については、複数の鑑定評価を行うことを検討している。

政策形成過程における議会への説明の徹底及び行政文書の適正な管理については、議会に対する説明責任を改めて徹底し、適正な行政文書の管理及び事務執行の確保に向け、職員の意識改革をさらに図っていく。

不正事件再発防止等への市の対応については、法とモラルを守る藤沢を実現し、市民からの信頼を回復するため、（仮称）藤沢市における法令遵守を推進する条例の制定に向けた取り組みを進めていく。

待機児童の解消へ
保育所の定員拡大を図る

こども文教

こども文教常任委員会は、六月十三日に開催され、陳情一件を審査した。その結果、陳情は趣旨不了承と決定した。また、①待機児童の状況と今後の保育所整備②学校事故の防止③藤沢市八ケ岳野外体験教室④平成二十三年度体力・運動能力、運動習慣等調査の結果⑤「地震―そのとき学校は―」2012年（平成二十四年）改訂版――以上五件について報告を受けた。

○待機児童の状況と今後の保育所整備について

〈市の説明〉

平成二十一年度からふえ始めた認可保育所の待機児童数は、本年四月一日現在、三百七十九人となり、前年同期に比べ百二十五人増加している。全国的には子どもの数が減少しているが、本市では子育て世代の流入が進んでおり、今後も保育需要は増加していくと推測している。

二十一年度に策定した藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）では、二十六年度までの五年間で七百三十人の定員拡大を目標とした。その後の待機児童の急増に伴い、目標を上回るペースで保育所の整備を行ってきたが、さらに申込者が急増し、待機児童数は依然として増加している。このため待機児童の状況分析と今後の想定需要及び財政負担を考慮した上で、定員拡大の目標値を修正して計画的に取り組む。

待機児童の解消は本市の喫緊の課題であり、年度内に開設できる整備手法などを検討・選択し、国・県の助成制度（安心こども基金）等も活用し、定員拡大を図っていく。

まず、ときわぎ保育園分園と柄沢特定土地区画整理事業区域内の法人立保育所整備により、合計で百九十人の定員拡大を図る。また、待機児童の多い地域への新たな保育所の設置について、既存の空きビル等を改装して行う賃借型保育所と新設による保育所整備を進めていく。

中長期的な取り組みについては、認可保育所の定員拡大及び認可外保育施設の充実と活用を柱とし、今年度中に具体的な計画を策定する。このうち認可外保育施設については、藤沢型認定保育所制度を創設し、施設面、人材面の助成等を検討するとともに、認可保育所との保育料の格差是正についても、現行の認可保育所へ入れない方への保育料助成制度を見直し、保護者の経済的負担の軽減を図る。

公立保育所の整備については、しぶやがはら保育園を現在地の約三百メートル北側に、北部の子育て支援の拠点として建てかえを計画していく。また、高砂保育園は、UR辻堂団地集約型団地再生事業に伴い、UR都市機構から同保育園の移転の依頼があったことから、移転計画については、規模や保育内容等を保護者や関係団体等と検討していく。

意見書
1件を政府等へ提出

○神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

今日、我が国の雇用は、労働者の非正規化により、非正規労働者及び低賃金労働者が増加し、格差と貧困の問題が深刻化している。

最低賃金制度は、労働者が健康で文化的な生活を営むことを保障する社会的セーフティネットの一つであり、これを有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善を初め、特定最低賃金における企業内最低賃金協定の締結及び適用労働者の拡大、均等待遇が重要な課題である。

こうしたことから、安心で安定した生活を可能とするためにも、最低賃金については、生活保護水準を下回らないよう、速やかに改定を図るべきである。

よって、政府等関係機関に対し、平成二十四年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること等を要望する。

（以上、要旨を掲載）